平成２２年（フ）第１３７０４号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目24―10―101
破産者　田中　政之
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８２０号
千葉県船橋市松が丘２丁目16―14
破産者　諸澤　寛征
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５６号
東京都北区滝野川７丁目５番６号
破産者　株式会社ワンオーワンインターナショナル
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５７号
埼玉県さいたま市西区大字指扇254―１―106
破産者　岸良　眞悟
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８６７号
東京都板橋区板橋２丁目39―７　ファーナ３―Ｂ
破産者　上木場俊介
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８８９号
神奈川県横浜市緑区東本郷４丁目10―40―102
破産者　新居　誠二
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９４３号
東京都品川区中延５丁目６―18
破産者　大和田博靖
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９５４号
東京都新宿区新宿１丁目31番３号　ダイヤパレス新宿１丁目905号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目22番11号
破産者　株式会社エムオーインターナショナル
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２１０号
東京都墨田区本所１丁目14番５号
破産者　東栄金属工藝株式会社
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２１３号
東京都東久留米市中央町２丁目７―13―202
破産者　遠藤　直子
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２３１号
埼玉県さいたま市北区今羽町477―10―９―401
破産者　鴨下　則幸
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２５９号
東京都台東区橋場１丁目19―７
破産者　竹内　隆彦
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２６４号
東京都世田谷区上野毛４丁目35番12号　ライオンズマンション上野毛Ａ―104号
破産者　アルコイリスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２９４号
埼玉県戸田市中町２丁目７番５号
破産者　富士木芸有限会社
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２９５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川151―45
破産者　河口　　寛
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３５２号
東京都新宿区神楽坂２丁目16番５号
破産者　有限会社アイディア・スパイス・エージェント
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３５３号
東京都練馬区平和台２丁目45―３―503
破産者　唐澤　　亨
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３６８号
東京都北区滝野川２丁目43―５―302
破産者　相馬　真一
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３８５号
神奈川県横浜市港南区日野２丁目12番30号
破産者　有限会社アドバンス
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３８６号
神奈川県横浜市港南区野庭町463―４
破産者　秋山　雅之
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３８７号
神奈川県横浜市港南区野庭町463―４
破産者　秋山ひとみ
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部